

京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課 御中

## 平成19年度京都市食品衛生監視指導計画案についての意見

氏名：小峰 耕二（京都府生活協同組合連合会 専務理事）

連絡先：京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F 電話：075-251-1551

### 〔1〕提出意見を反映した点について評価できること

- (1) 「京都市食品衛生監視指導計画案」が公表され、これにたいする住民意見の募集がおこなわれ、住民の意見を反映して「計画」を策定するという取り組みがはじまって、今年で4年目をむかえます。
- (2) 食品の安全性の確保については、2003年に制定された食品安全基本法にのべられているように、国および都道府県等に監視指導等の施策を総合的に策定し、実施する責務があること、食品関連事業者に第一義的な責務があることとあわせて、消費者も知識と理解をふかめ、行政施策に意見を表明するよう努めるなど積極的な役割をはたすことが期待されております。
- (3) わたしも京都市に在住する住民として、この間、「京都市食品衛生監視指導計画案」にたいする意見を提出してきました。平成16年次・平成17年次・平成18年次もふくめてふりかえるならば、主として、以下の点にかんし、提出した意見が「計画」に反映されたことについて、評価するものです。
  - ①「計画」を策定するにあたっての、(ア)状況認識、(イ)目的、(ウ)根拠法 が、簡潔ながら冒頭に記載されるようになったこと。
  - ②監視指導の「実施体制」および関係機関等との「連携」について、明記されるようになったこと。
  - ③食品「表示」にかんする監視指導について、記載されるようになったこと。
  - ④「収去検査計画」について明記されるようになり、冷凍野菜の残留農薬検査等が追加されたこと。
  - ⑤「違反食品等発見時の対応」について、悪質な違反事業者名の公表が明記されるようになったこと。
  - ⑥パブリックコメントの結果と市の考え方がホームページ上で見やすく掲載されるようになったこと。
- (4) こんごもパブリックコメント実施にあたっては、提出された意見について、より積極的にうけとめていただいて、「計画」に盛り込んでいただけますよう、要望いたします。

## **[2] 今回あらたに記載された点等について評価できること**

### (1) 「I 基本方針」および「III 主なポイント」項の設定

①上述(3)①にもものべましたが、冒頭で、平成18年度計画の実施結果のふりかえりもふまえながら、平成19年度計画策定にあたっての基本的な考え方、平成19年度計画の重点とその内容にかんして、「I 基本方針」および「III 主なポイント」の項を新設して、簡潔かつ明瞭に記述されたことについて、大きく評価したいと思います。このことで、本計画案が市民にとってうけとめやすく、食品衛生の推進にかんする市民理解の促進につながるものと考えます。

②設定している重点ポイントについても、おおむね適切なものと評価します。

### (2) 「IV 監視指導の実施体制」の明確化

①「監視指導実施体制及び庁内・国等との連携体制」図は、これまでのものとくらべて、よりわかりやすく、明確さをましたものと評価します。

②図中に、「農林水産省（農政局を含む）」があらたに明記されたことを評価します。

### (3) 「V 関係機関等との連携体制」項の新設

①庁内の連携体制がより明確に記述されるようになったことについて評価します。

②近畿地域食の安全・安心行政推進連絡会議にオブザーバー参加することについて評価します。

③輸入食品の安全確保に関する監視指導連絡会に参加することについて評価します。

※蛇足ながら、「……監視指導連絡会への参加」となっており、下線部は不要と思われる。

### (4) 「VI 監視指導の実施」

①「1 基本事項」「2 一斉監視」「3 通年実施事業」と区分し、簡潔に表にまとめ、また補注の採用等もあり、これまでのものとくらべて、よりわかりやすく、明確なものとなったことを評価します。

### (5) 「VII 食品等の試験検査の実施」

①収去検査計画について、2003年8月29日付第301号『厚生労働省告示』にもとづく記述を採用されたことについて評価します。

### (6) 用語説明が資料として提示されていること。

①本計画案を、多くの市民によりわかりやすいものにしていく貴課の努力として評価したいと思います。

## **[3] 平成19年度「計画」に盛り込むべきであると思われること**

(1) 「IV 監視指導の実施体制」に、以下を「補注」として追加してください。昨年次にも同様の意見を提出しましたが、「厳しい財政の中ですが、限られた人員、予算の中で期待に応えられるよう精一杯頑張っています」の見解がのべられたにとどまっていますので、本年度はぜひ、意見採用をお願いします。

「※試験検査実施機関の体制の整備

適切な監視指導を実施するためには、適正かつ迅速な試験検査を実施できる体制を整備することが重要であり、衛生公害研究所・各保健所等の施設および検査機器の整備をすすめるとともに、必要な人員を確保し、技術の向上をはかります」

- (2) 「Ⅵ 監視指導実施 3 通年実施する事業」中の「食品表示の監視指導」の内容の中に次の下線部を入れてください。昨年次にも同様の意見を提出したところ、本市からは「従来から取り組んでいます。今後も継続してまいります」とのことでした。だとすれば、市民がとくに関心をもっている事項であり、計画に記述しておくことが適当であると考えます。

「食品添加物、遺伝子組換え食品、アレルギー物質を含む食品（表示義務のあるもの（小麦、そば、卵、乳、落花生）及び推奨されているものに限る。）、いわゆる健康増進やダイエットを目的とした食品、輸入食肉等の使用状況を確認し、これらの表示が適正に行われているかどうかの監視指導を行います。」

- (3) 「Ⅶ 食品等の試験検査の実施 (1) 収去（抜き取り）検査」中の「平成19年度収去検査計画表」に、平成18年度の「検査件数」との増減について明記してください。昨年次は、前年度の「検査件数」との増減について明記すべきであると意見提出し、「計画」では明記された経過がありますので、よろしくをお願いします。

- (4) 「Ⅶ 食品等の試験検査の実施 (1) 収去（抜き取り）検査」に、以下を「補注」として追加してください。昨年次も同様の意見を提出しましたが、本市からは「あらゆる機会に保健所食品衛生監視員は表示を確認しており、食品を収去する時も必ず表示を確認し、表示違反食品の発見に努めています」との見解が出されています。当方の意見の主旨は表示を確認しているかどうかという点にあるのではなく、「収去の具体的な方法についての規定」をもとめている点にありますので、よろしく、再考のほど、お願いします。

「※収去方法

収去にあたっては、違反を発見した場合の対応が可能となるよう、生産者・製造者および加工業者・輸入者等の関係者にかかわる情報を確認するほか、段ボール等に記載された製造日、ロット番号等、履歴追跡を可能とするために必要な情報を記録します。」

- (5) 「Ⅷ 食中毒等の健康危害発生時及び違反食品等発見時の対応と関係機関との連携 2 違反食品等を発見した場合の対応 (3) 違反事業者の公表」の本文につづき、次を追加してください。昨年次も同様の意見を提出しましたが、本市からは「従来から……（中略）……その内容や本市の措置等については広報発表しています」との見解が出されています。当方の意見の重点は違反者を罰することじたいにあるのではなく、「改善されたかどうか」という点にあります。よろしく、再考のほど、お願いします。

「なお、違反者の名称等の公表にさいしては、市の講じた措置の内容、違反原因および改善状況についても、判明しだい、公表をおこないます。」

- (6) 「Ⅹ 市民（消費者）、食品等事業者及び行政による情報及び意見の交換（リスクコミュニケ

ーション)の推進 2 情報提供 (1) ホームページ、広報発表等による情報提供」に、以下の下線部を追加してください。現在のホームページはたいへん見にくいだけでなく、メンテナンスが不十分と思われます。また「自主回収情報」コーナーの設置要望については、昨年次にも申し述べたことであり、本市からは「予定はない」との見解が出されていますが、第5回食の安全協議会では「研究する」との説明があったことですので、再考をお願いするものです。

「京都市生活衛生室ホームページの抜本的な刷新・充実をはかるとともに市民しんぶん等により……(省略)……。あわせてホームページに「自主回収情報」コーナーを設置します」

(7)「X 市民(消費者)、食品等事業者及び行政による情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の推進 2 情報提供 (4) 公表 イ『京都市食品衛生監視指導計画』策定にあたってのパブリックコメントの募集と公表」について

「4 監視指導計画に関する市民からのパブリックコメントの実施と意見交換会の開催等」とあらたに項を起し、「X I 食品衛生業務に係る人材の育成と資質の向上 5 京都市食品衛生監視指導計画検討委員会等の開催」中の内容とあわせて、下線部の記述を採用してください。

「①監視指導計画を策定するにあたっては、住民参加型の意見交換会の実施、ホームページ、広報紙等を通じた意見募集等により、地域の消費者および事業者をふくめた住民からの意見を広くもとめ、情報および意見の交換(リスクコミュニケーション)の促進をはかります」

②計画策定にあたっては、保健所の食品衛生監視員及び衛生公害研究所の検査員から構成される検討委員会等において、本市の地域特性を考慮した有効な監視指導の計画や収去(抜き取り)検査計画について協議する」

改正食衛法の重要なポイントのひとつに「リスクコミュニケーションの推進」があることはいうまでもありません。2003年8月29日付第301号『厚生労働省告示』は、監視指導計画の策定にあたっては「その案の段階において、趣旨および概要をできるだけわかりやすく公表するとともに、住民参加型の意見交換会の実施、ホームページ、広報紙等を通じた意見募集等の地域の実情に応じた手段により、地域の消費者及び事業者を含めた住民からの意見を広く求め、当該意見をもとに案を再度検討するなど、情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の促進を図る」としており、パブリックコメントの募集だけでは不十分です。

平成17年度計画案にたいする意見提出者は平成16年度と同様、5人であったと聞いています。食の安全推進協議会の場でも、パブリックコメントによる意見募集数の少なさについて委員から指摘がありました。平成18年度計画案にたいする意見提出者8人とふえたと聞いていますが、食品衛生監視指導計画の策定にあたって、より多くの住民意見が提出される仕組みを検討する必要がありますし、意見交換会の開催が必要と思われます。

また本案では「パブリックコメントの募集」を「2 情報提供 (4) 公表」のなかに位置づけていますが、「パブリックコメントの募集」そのものは「情報提供」のなかに位置づけられるべき性格のものではありませんので、「X I 食品衛生業務に係る人材の育成と資質の向上 5 京都市食品衛生監視指導計画検討委員会等の開催」中の内容とあわせて、上記の提案をおこなっていることについてご検討をお願いしたいと思います

- (8)「X 市民（消費者）、食品等事業者及び行政による情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の推進 2 情報提供 （4）公表 ウ『京都市食品衛生監視指導計画』の実施状況の公表」について

少なくない都府県では、法違反状況及び食品衛生上の問題発生状況とあわせて、監視指導計画実施状況の「中間報告」を当年度の半ばのうちに公表しています。昨年次にも同様の意見を提出したところ、本市からは「考えていない」との見解が出されていますが、再考いただき、以下の下線部を追加してください。

「……監視指導の実施状況（平成19年度京都市食品衛生監視結果）を取りまとめ、翌年6月30日までに公表します。なお、当年度の半ばに「中間報告」をおこない、公表します。」

- (9)「X 市民（消費者）、食品等事業者及び行政による情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の推進 3 意見交換 （1）市民（消費者）や食品等事業者との意見交換」について、下線部を追加してください

「食品安全・食品衛生にかんする本市、食品等事業者団体、消費者団体との意見交換会を年2回以上開催します」。

2005年10月から施行された「京都市消費生活条例」第9条2項は「本市は、事業者及び事業者団体と消費者及び消費者団体の間の相互理解が増進され、協力が推進されるよう、情報の提供、交流の促進その他必要な措置を積極的に講じるものとする」と規定しており、食品安全・食品衛生の分野で、こうした措置を講じていくことがもとめられています。

昨年次にも同様の意見を提出したところ、本市からは提出意見の主旨とはかみ合わない見解が出されていますので、再考いただきたいと思えます。

#### 【4】その他

- (1)「京都市食品安全条例」等の制定の必要性について

食品安全基本法は第7条で「地方公共団体の責務」を定め、「地方公共団体は基本理念の通り、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地方公共団体の区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。現在、多くの地方公共団体が、食品安全基本法の制定をうけて、食の安全・安心にかかわる基本方針の策定、食の安全・安心推進本部の設置、食の安全・安心アクション計画の設計、食品安全条例の制定などの取り組みをすすめています。

平成17年次のパブリックコメントにおいても、また平成18年次のパブリックコメントにおいても、「京都市食品安全条例」の制定をもとめる意見が3件ありました。本市の見解は「必要はない」とのことでした。しかし、京都府では一昨年12月議会で「京都府食の安心・安全推進条例」が全会一致で採択されています。このような課題でこそ、府・市の協調・連携をつよめることが大切なのではないのでしょうか。多くの京都市民は、京都市においても、府と同期をとっての「京都市食品安全条例」の制定を願っていると思えます。

「食の安全・安心」の課題は、生産から消費までの一貫した監視指導・検査が重要な柱とはなりますが、そのみに収斂されるものではなく、安全で安心できる食品の生産・供給体制の

確立、生産から消費までの情報の共有と相互理解の促進、食の安全・安心に関する関係者の連携強化と体制の整備など、総合的な推進が必要であり、「食品衛生監視指導計画」はその重要な一部分という位置づけになると考えます。

ぜひ、再考いただき、「食品衛生監視指導計画」の検討とあわせて、食の安全協議会で、以下について検討してください。

①『京都市食の安全・安心にかかわる基本方針』の策定

②『京都市食の安全・安心アクション計画』の策定

③『京都市食品安全条例』の策定

## (2) 意見募集について

意見募集の案内にあたっては、以下のような記述を採用すべきであると考えますので、改善してください。昨年次にも同様の意見を提出しましたが、本年度も前年度同様です。市民の視点から、ご再考いただけますよう、期待しております。

### 「3 意見提出方法

・郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で、「京都市保健福祉局生活衛生課」あてにお送りください。

・様式は自由ですが、意見提出用紙を裏面に添付していますので、参考にしてください。

・提出いただいたご意見の内容を確認させていただく場合がありますので、さしつかえなければ、住所または所在地、氏名または名称、および電話番号を付記してください。個人情報については、個人情報保護法等の定めにもとづき、目的以外で使用することはありません。

### 4 ご意見の取扱いについて

・ご提出いただいたご意見については、その内容とこれにたいする京都市としての考えをあきらかにして、ホームページ等で公表いたします。」

以上